



秋運登第188号の3
令和4年1月4日

秋田県自動車販売店協会長 殿

東北運輸局秋田運輸支局長



「封印取付け受託者準則」の一部改正について

標記について、別紙のとおり一部改正したので、了知されるとともに、貴傘下会員
に対し周知いただき、事務処理上遺漏なきよう取り計らい願います。

「封印取付け受託者準則」（平成１８年１０月３０日秋運登第４２６号）の一部改正について〔新旧対照表〕

改 正 案	現 行
封印取付け受託者準則 （適用） 第１条 受託者は、道路運送車両法（以下「車両法」という。）、同法施行令及び同法施行規則（以下、「規則」という。）並びに通達に定める規定によるほか、この準則の定めるところに従って、封印の取付けに関する業務を行わなければならない。 （定義） 第２条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 受託者 封印の取付け委託を受けた者 二 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 三 乙種受託者 （１） 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者 ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合 イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合 ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（以下「登録令」という。）第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） エ 車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規	封印取付け受託者準則 （適用） 第１条 受託者は、道路運送車両法（以下「車両法」という。）、同法施行令及び同法施行規則並びに通達に定める規定によるほか、この準則の定めるところに従って、封印の取付けに関する業務を行わなければならない。 （定義） 第２条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 受託者 封印取付け委託を受けた者 二 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 三 乙種受託者 （１） 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者 ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合 イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合 ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） エ 車両法第１１条第２項（自動車登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定によ

定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

オ 「自動車のOSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(2) 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」(平成25年3月8日付け国自情第239号)に定める輸入業者であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

四 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古自動車)について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)

ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車のOSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標

る封印の取付けが必要な場合

(新設)

(2) 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」(平成25年3月8日付け国自情第239号)に定める輸入業者であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

四 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古自動車)について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)

ウ 車両法第11条第2項第1号若しくは第2号(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

(新設)

交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

五 丁種受託者

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が秋田運輸支局に提出する書類を作成した自動車（エに規定する場合を除く）について、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号）第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ「自動車のOSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

六 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること

七 有償受託者 第21条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（管轄区域外の自動車の封印）

第3条 甲種受託者は、全ての自動車に係る車両法第11条第4項又

五 丁種受託者

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が秋田運輸支局に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

（新設）

六 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること

七 有償受託者 第20条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（管轄区域外の自動車の封印）

第3条 甲種受託者は、全ての自動車に係る車両法第11条第4項又

は第6項の封印の取付けを行おうとする場合は、書面により秋田運輸支局長（以下「支局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の書面を提出した甲種受託者は、全ての自動車に対応できる封印を適切に管理するとともに、封印の取付けは第9条の規定による自動車登録番号標の封印取付け依頼書を受理することにより行うこととする。ただし、甲種受託者の分室にあっては封印の取付け業務のみに限定する。

（封印の取付け責任者等）

第4条 受託者は、事業場ごとに封印取付け責任者を選任し、封印の取付け、保管及び出納事務の処理、法令及び委託に附した条件の遵守の監督等、封印取付け業務の統括管理をさせなければならない。

- 2 受託者は、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を選任し、封印の取付けの際は当該自動車の自動車登録番号標及び車台番号が当該自動車検査証に記載された登録番号及び車台番号と同一であることを確認させなければならない。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

- 3 受託者は、関係法令等の遵守の徹底を図るため、封印取付け責任者に職員に対する研修を必要に応じ実施させなければならない。

（標識及び掲示）

第5条 甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に、標識及び封印取付け業務の取扱時間を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては、封印の取付けを行う事業場に標識を掲げ、「取付けを行う業務の範囲」には封印取付け委託書の委託する業務の範囲を表示するものとする。なお、「封印取付け委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示しても差し支えないものとする。

（封印の前渡し）

第6条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式「兼受領証」）を提出しなければならない。

は第6項の封印の取付けを行おうとする場合は、書面により秋田運輸支局長（以下「支局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の書面を提出した甲種受託者は、全ての自動車に対応できる封印を適切に管理するとともに、封印の取付けは第9条の規定による自動車登録番号標の封印取付け依頼書を受理することにより行うこととする。ただし、甲種受託者の分室にあっては封印の取付け業務のみに限定する。

（封印の取付け責任者等）

第4条 受託者は、封印の取付けを行う事業所ごとに封印取付け責任者を選任し、封印取付け責任者のもとに封印の取付け、保管及び出納事務を処理させるとともに、封印の取付けの際は当該自動車の自動車登録番号標及び車台番号が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認させなければならない。

- 2 甲種受託者は、封印の取付けを行う分室ごとに分室管理責任者を選任し、分室管理責任者のもとに前項の業務を行わせなければならない。
- 3 甲種受託者は、関係法令等の遵守の徹底を図るため、封印取付け責任者に分室の職員に対する研修を必要に応じ実施させなければならない。

（標識及び掲示）

第5条 甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に、標識及び封印取付け業務の取扱時間を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。なお、分室においても準ずるものとする。

- 2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては、封印の取付けを行う事業場に標識を掲げ、「取付けを行う業務の範囲」には封印取付け委託書の委託する業務の範囲を表示するものとする。なお、「封印取付け委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示しても差し支えないものとする。

（封印の前渡し）

第6条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式「兼受領証」）を提出しなければならない。

- 2 丁種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式の2「兼受領証」）を提出しなければならない。
- 3 前項の封印の前渡しを受けようとする数量は、取付け計画の3月分を限度とする。

（封印の受領証）

- 第7条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。
- 2 丁種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式の2「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。

（封印受払簿等）

- 第8条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（第2号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 封印受払簿への記録は、受け入れ、取付け、打損、紛失等受け払いの事由を明らかにしておかなければならない。
 - 3 受託者は、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所に封印取付け簿（甲種受託者にあつては第3号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第3号様式の2）を備え、封印を取付けた自動車を明らかにしておかなければならない。なお、甲種受託者にあつては、第3号様式の必要事項を満たしたものであつて、支局長に届け出たものであれば第3号様式に代えて使用することができる。
 - 4 封印受払簿及び封印取付け簿は、記録した日から2年間保存しておかなければならない。

（自動車登録番号標の再封印）

- 第9条 再封印（乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は管轄区域内に限る。）にあつては、自動車登録番号標の封印取付け依頼書（甲種受託者にあつては第4号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第4号様式の2（以下「依頼書」という。））を受託者が受理することにより行うこととする。

（封印の保管）

- 2 丁種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式の2「兼受領証」）を提出しなければならない。
- 3 前項の封印の前渡しを受けようとする数量は、取付け計画の3月分を限度とする。

（封印の受領証）

- 第7条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。
- 2 丁種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式の2「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。

（封印受払簿等）

- 第8条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（第2号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 封印受払簿への記録は、受け入れ、取付け、打損、紛失等受け払いの事由を明らかにしておかなければならない。
 - 3 受託者は、封印取付け事業場ごとに封印取付け簿（甲種受託者にあつては第3号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第3号様式の2）を備え、封印を取付けた自動車を明らかにしておかなければならない。なお、甲種受託者にあつては、第3号様式の必要事項を満たしたものであつて、支局長に届け出たものであれば第3号様式に代えて使用することができる。
 - 4 封印受払簿及び封印取付け簿は、記録した日から2年間保存しておかなければならない。

（自動車登録番号標の再封印）

- 第9条 再封印（乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は管轄区域内に限る。）にあつては、自動車登録番号標の封印取付け依頼書（甲種受託者にあつては第4号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第4号様式の2（以下「依頼書」という。））を受託者が受理することにより行うこととする。

（封印の保管）

第10条 受託者は、封印の紛失、盗難等がないよう施錠のできる施設等に厳重に保管しなければならない。

（封印の打損・紛失）

第11条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印があるときは、第15条の封印取付け報告書に添えて支局長に返納しなければならない。

2 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で支局長に報告しなければならない。

（封印取付け届出書）

第12条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、支局長に封印取付け届出書（第5号様式）を2通提出しなければならない。

（営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け）

第13条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第16号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

（出張封印確認書）

第14条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面（第15号様式）又は当該書面と同等と認める書面を支局長に原則2通提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第15条 封印の前渡しを受けた受託者は、毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付け報告書（第6号様式）を支局長に提出しなければならない。

2 甲種受託者が前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の受払を記録した封印取付け報告書の内訳一覧表（第7号様式）及び第9条の依頼書を添付しなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者が第1項の封印取

第10条 受託者は、封印の紛失、盗難等がないよう施錠のできる施設等に厳重に保管しなければならない。

（封印の打損・紛失）

第11条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印があるときは、第14条の封印取付け報告書に添えて支局長に返納しなければならない。

2 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で支局長に報告しなければならない。

（封印取付け届出書）

第12条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、支局長に封印取付け届出書（第5号様式）を2通提出しなければならない。

（新設）

（出張封印確認書）

第13条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面（第15号様式）と同等と認める書面を支局長に原則2通提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第14条 封印の前渡しを受けた受託者は、毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付け報告書（第6号様式）を支局長に提出しなければならない。

2 甲種受託者が前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の受払を記録した封印取付け報告書の内訳一覧表（第7号様式）及び第9条の依頼書を添付しなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者が第1項の封印取

付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び登録番号を記載した封印取付け簿（第3号様式の2）の写し及び第9条の依頼書を添付しなければならない。

（新たな事業場の委託）

第16条 受託者が規則第12条第1項に基づき新たな事業場で委託を受けようとするときに提出する申請書は第17号様式とし、次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

- 一 販売店証明書（完検証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
- 二 関係法令を遵守することを誓約した書面
- 三 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票
- 四 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱い要領）
- 五 規則第15条第1項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面
- 六 規則第13条第4号に該当しない旨の誓約書
- 七 封印取付け手数料請求権放棄書（無償受託の場合第14号様式）

（承認申請）

第17条 受託者は、事業場の位置を変更しようとするとき、又は封印取付け業務を廃止しようとするときは、あらかじめ支局長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認申請書の様式は第8号様式とする。

（変更届出等）

第18条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに支局長に届出書（第9号様式）を提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号の届出には、変更の事実が確認できる書類（戸籍抄本、商業登記簿抄本又は住民票等）を添付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
- 二 法人にあっては、その代表者に変更があったとき。
- 三 事業場の名称に変更があったとき。
- 四 封印取付け責任者に変更があったとき。

付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した封印取付け簿（第3号様式の2）の写し及び第9条の依頼書を添付しなければならない。

（新設）

（承認申請）

第15条 受託者は、事業場の位置を変更しようとするとき、又は封印取付け業務を廃止しようとするときは、あらかじめ支局長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認申請書の様式は第8号様式とする。

（変更届出等）

第16条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに支局長に届出書（第9号様式）を提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号の届出には、変更の事実が確認できる書類（戸籍抄本、商業登記簿抄本又は住民票等）を添付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
- 二 法人にあっては、その代表者に変更があったとき。
- 三 事業場の名称に変更があったとき。
- 四 封印取付け責任者に変更があったとき。

- 2 甲種受託者は、新たに分室を設置しようとするときは、次に掲げる書類を添えた分室設置届（第10号様式）を支局長に提出しなければならない。
 - 一 分室を他に委嘱する場合は、委嘱先の事業概要書（第11号様式）
 - 二 分室の封印取付け担当者選任書（第12号様式）
 - 三 分室の封印取付け業務処理機構図
- 3 甲種受託者が委託する分室にあつては、次の各号に該当する場合はすみやかに支局長に届出（第13号様式）するものとする。
 - 一 分室の位置を変更しようとするとき。
 - 二 分室の業務を廃止しようとするとき。
 - 三 分室の封印取付け担当者に変更があつたとき。

（手数料額）

第19条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

（手数料の請求）

- 第20条 有償受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて、支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印取りつけ件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
 - 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

（手数料の支払）

第21条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

（無償受託）

第22条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書（第14号様式）をもって通知することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

- 2 甲種受託者は、新たに分室を設置しようとするときは、次に掲げる書類を添えた分室設置届（第10号様式）を支局長に提出しなければならない。
 - 一 分室を他に委嘱する場合は、委嘱先の事業概要書（第11号様式）
 - 二 分室の分室管理責任者選任書（第12号様式）
 - 三 分室の封印取付け業務処理機構図
- 3 甲種受託者が委託する分室にあつては、次の各号に該当する場合はすみやかに支局長に届出（第13号様式）するものとする。
 - 一 分室の位置を変更しようとするとき。
 - 二 分室の業務を廃止しようとするとき。
 - 三 分室の管理責任者に変更があつたとき。

（手数料額）

第17条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

（手数料の請求）

- 第18条 有償受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて、支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印取りつけ件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
 - 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

（手数料の支払）

第19条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

（無償受託）

第20条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書（第14号様式）をもって通知することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

附 則

1. この準則は、平成18年11月1日から施行する。
2. この準則の施行に伴い、平成17年3月24日秋運登第462号「封印取付け受託者準則」は廃止する。

附 則

この準則は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成27年5月27日から施行する。
但し、この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者の様式の施行については、平成27年7月1日からとする。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成28年2月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

この準則は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成30年9月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成18年11月1日から施行する。
2. この準則の施行に伴い、平成17年3月24日秋運登第462号「封印取付け受託者準則」は廃止する。

附 則

この準則は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成27年5月27日から施行する。
但し、この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者の様式の施行については、平成27年7月1日からとする。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成28年2月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

この準則は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成30年9月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、令和4年1月4日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

様式 第1号様式～第17号様式

様式 第1号様式～第15号様式

令和 年 月 日

封印の前渡し申出書（兼受領証）

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

（受託者）
住 所
氏名又は名称

自動車登録番号標の封印について、下記のとおり前渡し願います。

記

前渡し申し出個数	個
----------	---



上記封印正に受領しました。

令和 年 月 日

（受託者）
住 所
氏名又は名称

封印の前渡し申出書（兼受領証）

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

次の登録自動車に取付ける封印（ 個）について、前渡し願います。

	自 動 車 登 録 番 号	車 台 番 号	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

封 印 受 領 証

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

印

上記に記載している登録自動車に取付ける封印（ 個）を確かに受領しました。

封印受払簿

[illegible]

(注) ・封印取付け責任者は1ヶ月毎に残個数を確認し、責任者確認欄に○を記入すること。
・従たる事業場、分室、営業所に封印を払出したときは、備考欄に払出し先の名称を記載すること。

受託者

分室

[illegible]

(注) 依頼書を使用する再封印は、申請別「その他」に記載し、備考欄に再封印と標板再交付の別を記載すること。

受託者

事業場・営業所

[illegible]

(注) ・依頼書を使用する再封印は、申請別「その他」に記載し、備考欄に再封印と標板再交付の別を記載すること。
・封印取付け責任者は記載内容を確認し、責任者確認欄に○を記入すること。

(第 4 号様式)

【甲種】

自動車登録番号標の封印取付け（再封印）依頼書

自 動 車 登 録 番 号	車 台 番 号	封印の取付けを必要する理由
		1. 封印の滅失、き損及び取付けの不良 2. 整備のため取り外したもの 3. 後面の番号標を再交付したもの 4. 後面の番号標を交換したもの 5. その他（書類の不備等によるもの）

上記自動車の封印の取付けを依頼します。

令和 年 月 日

受託者名

取付け年月日

所有者住所
氏名又は名称

代理人住所
氏名又は名称

(第 4 号様式の 2)

【乙種・丁種・丙種】

自動車登録番号標の封印取付け（再封印）依頼書

自 動 車 登 録 番 号	車 台 番 号	封印の取付けを必要する理由
		1. 封印の滅失、き損及び取付けの不良 2. 後面の番号標を再交付したもの 3. 後面の番号標を交換したもの 4. 整備のため取り外したもの (※秋田県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)

上記自動車の封印の取付けを依頼します。

令和 年 月 日

受託者名

取付け年月日

所有者住所
氏名又は名称

（注）再封印とは、同一ナンバーに対して改めて封印することをいいます。

令和 年 月 日

事業場

[illegible]

封印取付け報告書

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

受託者

令和 年 月分

封印取付け件数 件

1. 受託者の全数

受 入 れ		払 出 し	
前 月 繰 越	個	取 付 け	個
受 入 れ	個	不 良 品	個
		打 損	個
		紛 失	個
		残 り	個
計	個	計	個

2. 事業場、分室及び営業所ごとの取付け内訳

事業場・分室・営業所名	取付個数		個		個
	個		個		個
	個		個		個
	個		個		個

(第7号様式)

【甲種】

		前月残	受入	払出	残
北海道	札幌				0
	函館				0
	室蘭				0
	帯広				0
	釧路				0
	北見				0
	旭川				0
東北	青森				0
	岩手				0
	宮城				0
	秋田				0
	山形				0
	福島				0
北陸信越	新潟				0
	長野				0
	富山				0
	石川				0
関東	東京				0
	神奈川				0
	埼玉				0
	群馬				0
	千葉				0
	茨城				0
	栃木				0
	山梨				0
中部	愛知				0
	静岡				0
	岐阜				0
	三重				0
	福井				0

		前月残	受入	払出	残
近畿	大阪				0
	京都				0
	奈良				0
	滋賀				0
	和歌山				0
	神	神戸			0
中国	広島				0
	鳥取				0
	島根				0
	岡山				0
	山口				0
四国	香川				0
	徳島				0
	愛媛				0
	高知				0
九州	福岡				0
	佐賀				0
	長崎				0
	熊本				0
	大分				0
	宮崎				0
沖縄	沖縄				0

前月残 受入 払出 残

合計	0	0	0	0
----	---	---	---	---

令和 年 月 日

封印の取付け事業場の位置変更承認
封印の取付け業務の廃止申請書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)
住 所
名 称

令和 年 月 日付け秋運登第 号により委託を受けた封印取付け業務について、下記のとおり（変更・廃止）したいので承認願いたく、封印取付け受託者準則第 17 条の規定により申請します。

1. 申請事項	・ 事業場の位置の変更 ・ 封印取付け業務の廃止
2. 変更又は廃止しようとする時期	令和 年 月 日
3. 変更又は廃止しようとする事業場の名称及び位置	
4. 申請事由	

(第 9 号様式)

【共通】

令和 年 月 日

封印の取付け委託に関する変更届出書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)

住所

名称

自動車の封印取付け委託業務に関し、下記のとおり変更したので封印取付け受託者準則第 18 条の規定により届出します。

記

１．届出事項	(１) 氏名又は名称及び住所の変更 (２) 代表者の変更 (３) 事業場の名称の変更 (４) 封印取付け責任者の変更
２．変更内容	新 旧
３．変更年月日	令和 年 月 日
４．添付書類	

封印の取付け委託に関する分室の設置届出書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)
住 所
名 称

自動車の封印取付け委託業務に関し、下記のとおり変更したので封印取付け受託者準則第 1 8 条の規定により届出します。

記

1. 届出事項	分室の設置
2. 分室の名称及び位置	名称 位置
3. 分室の設置年月日	令和 年 月 日
4. 分室の設置理由	
5. 添付書類	

委嘱先の事業概要書

項 目		記 載 事 項
分室委嘱先の名称 及び住所		
設 立 年 月 日		
事 業	資 産	
	従業員数	
	事業の目的	
管 理 機 構 図		

令和 年 月 日

分室の封印取付け担当者選任書

自動車登録番号標への封印取付け委託に係る分室の封印取付け担当者を下記のとおり選任しました。

記

1. 封印の取付を行う分室名
2. 封印取付け担当者の氏名
3. 自動車の検査登録業務の経験年数
4. 選任年月日
令和 年 月 日
5. 略歴

年 月 日	経 歴

令和 年 月 日

封印取付け分室変更・廃止届出書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)
住 所
名 称

自動車登録番号標への封印取付け業務の委託について、下記のとおり（変更・廃止）したのでお届けします。

記

1. 届出事項	(1) 分室の位置の変更 (2) 分室の業務の廃止 (3) 分室の封印取付け担当者の変更
2. 変更内容 又は廃止する 分室名	
3. 変更年月日 又は 廃止年月日	令和 年 月 日
4. 届出事由	

令和 年 月 日

封印取付け手数料の請求放棄書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)

住 所
名 称

封印取付け業務の手数料請求権は放棄致します。

(第15号様式)

出張封印確認書

【共通】

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿
(一財)秋田県全自動車協会長 殿

甲種 乙種 丙種 丁種
【封印受託者】
氏名・名称：
住所：
連絡先：

下記自動車の登録等に係る封印の取付けにあたり、ユーザーの利便性向上のため出張封印方式によることを予定しています。そのため、下記自動車の自動車登録番号標について登録等の後、15日以内に交付代行者に返納等することとします。

申請日	申請種別	現在の自動車登録番号				車台番号	処 理					再封印	備考
							交換・再交付		交換・再交付以外				
		地域名	分類番号	ひらがな	番号		返却希望	返却不要	破壊	返却希望	返却不要		

【注意事項】

- ・「甲種」、「乙種」、「丙種」、「丁種」の種別を記載すること
- ・名において封印を取り付ける者は、氏名・名称、住所、連絡先を記載すること。
- ・申請種別欄には「新規」・「変更」・「移転」・「番変」・「交換」・「再交付」の別を記入すること。
- ・処理欄は、該当するものに○をつける。「新規」、「再封印」又は「ナンバーの前返納」の場合は記載しないこと。
 - ・「交換・再交付」の場合
「返却希望」欄は、交付代行者にて破壊した場合に限り、返却を希望する場合に○をつける。
 - ・「交換・再交付」以外の場合
 - ①「破壊」欄は、封印受託者が破壊する場合に○をつける。
 - ②「返却希望」欄は、交付代行者にて破壊した上で、返却を希望する場合に○をつける。
- ・「再封印」欄は、封印のき損等又は整備のための再封印の場合に○をつける。

【名において封印を取付ける者】

氏名・名称：
住所：
連絡先：

運輸支局	交付代行者

封印取付け担当者及び営業所等一覧
(受託者名)

営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名

(日本工業規格 A 列 4 判)

令和 年 月 日

封 印 取 付 け 委 託 申 請 書

運輸局 運輸支局長 殿

申請人の住所
氏名又は名称

道路運送車両法第 2 8 条の 3 第 1 項の規定により封印の取付けの委託を受けたいので道路運送車両法施行規則第 1 2 条により申請します。

氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	
事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地	
封 印 取 付 け を 行 う 自 動 車 の 範 囲	
備 考	

封印取付け受託者準則

	平成 18 年 10 月 30 日	秋運登第 426 号
一部改正	平成 20 年 11 月 4 日	秋運登第 312 号
一部改正	平成 27 年 5 月 27 日	秋運登第 41 号
一部改正	平成 28 年 2 月 1 日	秋運登第 231 号
一部改正	平成 29 年 3 月 27 日	秋運登第 243 号
一部改正	平成 29 年 12 月 22 日	秋運登第 208 号
一部改正	平成 30 年 8 月 31 日	秋運登第 122 号
一部改正	令和 4 年 1 月 4 日	秋運登第 188 号

(適用)

第 1 条 受託者は、道路運送車両法（以下「車両法」という。）、同法施行令及び同法施行規則（以下、「規則」という。）並びに通達に定める規定によるほか、この準則の定めるところに従って、封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第 2 条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 受託者 封印の取付け委託を受けた者
- 二 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者
- 三 乙種受託者

(1) 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（以下「登録令」という。）第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第 11 条第 2 項（登録令第 43 条の規定に係る場合を含

む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(2) 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」(平成25年3月8日付け国自情第239号)に定める輸入業者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

四 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古自動車)について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)

ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

五 丁種受託者

行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)であって、行政書士が秋田運輸支局に提出する書類を作成した自動車(エに規定する場合を除く。)について、

以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（「封印取付け委託要領」（平成１８年１０月４付国自管第８６号）第１２条第２項及び第３項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合

六 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること

七 有償受託者 第２１条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（管轄区域外の自動車の封印）

第３条 甲種受託者は、全ての自動車に係る車両法第１１条第４項又は第６項の封印の取付けを行おうとする場合は、書面により秋田運輸支局長（以下「支局長」という。）に提出しなければならない。

２ 前項の書面を提出した甲種受託者は、全ての自動車に対応できる封印を適切に管理するとともに、封印の取付けは第９条の規定による自動車登録番号標の封印取付け依頼書を受理することにより行うこととする。ただし、甲種受託者の分室にあっては封印の取付け業務のみに限定する。

（封印の取付け責任者等）

第４条 受託者は、事業場ごとに封印取付け責任者を選任し、封印の取付け、保管及び出納事務の処理、法令及び委託に附した条件の遵守の監督等、封印取付け業務の統括管理をさせなければならない。

２ 受託者は、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を選任し、封印の取付けの際は当該自動車の自動車登録番号標及び車台番号が当該自動車検査証に記載された登録番号及び車台番号と同一であることを確認させなければならない。ただし、事業場においては、封印取付け責任者

が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

- 3 受託者は、関係法令等の遵守の徹底を図るため、封印取付け責任者に職員に対する研修を必要に応じ実施させなければならない。

（標識及び掲示）

第5条 甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に、標識及び封印取付け業務の取扱時間を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては、封印の取付けを行う事業場に標識を掲げ、「取付けを行う業務の範囲」には封印取付け委託書の委託する業務の範囲を表示するものとする。なお、「封印取付け委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示しても差し支えないものとする。

（封印の前渡し）

第6条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式「兼受領証」）を提出しなければならない。

- 2 丁種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式の2「兼受領証」）を提出しなければならない。
- 3 前項の封印の前渡しを受けようとする数量は、取付け計画の3月分を限度とする。

（封印の受領証）

第7条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。

- 2 丁種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式の2「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。

（封印受払簿等）

第8条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（第2号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 封印受払簿への記録は、受け入れ、取付け、打損、紛失等受け払いの事由を明らかにしておかなければならない。
- 3 受託者は、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所に封印取付け簿（甲種受託者にあつては第3号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第3号様式の2）を備え、封印を取付けた自動車を明らかにしておかなければならない。なお、甲種受託者にあつては、第3号様式の必要事項を満たしたもので

あって、支局長に届け出たものであれば第3号様式に代えて使用することができる。

4 封印受払簿及び封印取付け簿は、記録した日から2年間保存しておかなければならない。

（自動車登録番号標の再封印）

第9条 再封印（乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は管轄区域内に限る。）にあっては、自動車登録番号標の封印取付け依頼書（甲種受託者にあつては第4号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第4号様式の2（以下「依頼書」という。））を受託者が受理することにより行うこととする。

（封印の保管）

第10条 受託者は、封印の紛失、盗難等がないよう施錠のできる施設等に厳重に保管しなければならない。

（封印の打損・紛失）

第11条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印があるときは、第15条の封印取付け報告書に添えて支局長に返納しなければならない。

2 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で支局長に報告しなければならない。

（封印取付け届出書）

第12条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、支局長に封印取付け届出書（第5号様式）を2通提出しなければならない。

（営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け）

第13条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第16号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

（出張封印確認書）

第14条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面（第15号様式）又は当該書面と同等と認める書面を支局長に原則2通提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第 15 条 封印の前渡しを受けた受託者は、毎月 10 日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付け報告書（第 6 号様式）を支局長に提出しなければならない。

2 甲種受託者が前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の受払を記録した封印取付け報告書の内訳一覧表（第 7 号様式）及び第 9 条の依頼書を添付しなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者が第 1 項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び登録番号を記載した封印取付け簿（第 3 号様式の 2）の写し及び第 9 条の依頼書を添付しなければならない。

（新たな事業場の委託）

第 16 条 受託者が規則第 12 条第 1 項に基づき新たな事業場で委託を受けようとするときに提出する申請書は第 17 号様式とし、次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

- 一 販売店証明書（完検証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
- 二 関係法令を遵守することを誓約した書面
- 三 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票
- 四 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱い要領）
- 五 規則第 15 条第 1 項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面
- 六 規則第 13 条第 4 号に該当しない旨の誓約書
- 七 封印取付け手数料請求権放棄書（無償受託の場合第 14 号様式）

（承認申請）

第 17 条 受託者は、事業場の位置を変更しようとするとき、又は封印取付け業務を廃止しようとするときは、あらかじめ支局長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認申請書の様式は第 8 号様式とする。

（変更届出等）

第 18 条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに支局長に届出書（第 9 号様式）を提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号の届出には、変更の事実が確認できる書類（戸籍抄本、商業登記簿抄本又は住民票等）を添付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所に変更があったとき。

- 二 法人にあっては、その代表者に変更があったとき。
 - 三 事業場の名称に変更があったとき。
 - 四 封印取付け責任者に変更があったとき。
- 2 甲種受託者は、新たに分室を設置しようとするときは、次に掲げる書類を添えた分室設置届（第10号様式）を支局長に提出しなければならない。
- 一 分室を他に委嘱する場合は、委嘱先の事業概要書（第11号様式）
 - 二 分室の封印取付け担当者選任書（第12号様式）
 - 三 分室の封印取付け業務処理機構図
- 3 甲種受託者が委託する分室にあっては、次の各号に該当する場合はすみやかに支局長に届出（第13号様式）するものとする。
- 一 分室の位置を変更しようとするとき。
 - 二 分室の業務を廃止しようとするとき。
 - 三 分室の取付け担当者に変更があったとき。

（手数料額）

第19条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

（手数料の請求）

- 第20条 有償受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて、支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印取りつけ件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
- 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

（手数料の支払）

- 第21条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

（無償受託）

- 第22条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書（第14号様式）をもって通知することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

附 則

1. この準則は、平成18年11月1日から施行する。

2. この準則の施行に伴い、平成17年3月24日秋運登第462号「封印取付け受託者準則」は廃止する。

附 則

この準則は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成27年5月27日から施行する。
但し、この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者の様式の施行については、平成27年7月1日からとする。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成28年2月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

この準則は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成30年9月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、令和4年1月4日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

令和 年 月 日

封印の前渡し申出書（兼受領証）

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

（受託者）

住 所

氏名又は名称

自動車登録番号標の封印について、下記のとおり前渡し願います。

記

前渡し申し出個数	個
----------	---



上記封印正に受領しました。

令和 年 月 日

（受託者）

住 所

氏名又は名称

封印の前渡し申出書（兼受領証）

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

次の登録自動車に取付ける封印（ 個）について、前渡し願います。

	自 動 車 登 録 番 号	車 台 番 号	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

封 印 受 領 証

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

印

上記に記載している登録自動車に取付ける封印（ 個）を確かに受領しました。

封印受払簿

[illegible]

(注) ・封印取付け責任者は1ヶ月毎に残個数を確認し、責任者確認欄に○を記入すること。
・従たる事業場、分室、営業所に封印を払出したときは、備考欄に払出し先の名称を記載すること。

受託者

分室

[illegible]

(注) 依頼書を使用する再封印は、申請別「その他」に記載し、備考欄に再封印と標板再交付の別を記載すること。

受託者

事業場・営業所

[illegible]

(注) ・依頼書を使用する再封印は、申請別「その他」に記載し、備考欄に再封印と標板再交付の別を記載すること。
・封印取付け責任者は記載内容を確認し、責任者確認欄に○を記入すること。

自動車登録番号標の封印取付け（再封印）依頼書

自 動 車 登 録 番 号	車 台 番 号	封印の取付けを必要する理由
		1．封印の滅失、き損及び取付けの不良 2．整備のため取り外したもの 3．後面の番号標を再交付したもの 4．後面の番号標を交換したもの 5．その他（書類の不備等によるもの）

上記自動車の封印の取付けを依頼します。

令和 年 月 日

受託者名

取付け年月日

所有者住所
氏名又は名称

代理人住所
氏名又は名称

(第4号様式の2)

【乙種・丁種・丙種】

自動車登録番号標の封印取付け（再封印）依頼書

自動車登録番号	車台番号	封印の取付けを必要する理由
		1. 封印の滅失、き損及び取付けの不良 2. 後面の番号標を再交付したもの 3. 後面の番号標を交換したもの 4. 整備のため取り外したもの (※秋田県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)

上記自動車の封印の取付けを依頼します。

令和 年 月 日

受託者名

取付け年月日

所有者住所
氏名又は名称

(注) 再封印とは、同一ナンバーに対して改めて封印することをいいます。

封印取付け届出書

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

受託者

事業場

下記の自動車について封印を取付けます。

[illegible]

封印取付け報告書

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

受託者

令和 年 月分

封印取付け件数 件

1. 受託者の全数

受 入 れ		払 出 し	
前 月 繰 越	個	取 付 け	個
受 入 れ	個	不 良 品	個
		打 損	個
		紛 失	個
		残 り	個
計	個	計	個

2. 事業場、分室及び営業所ごとの取付け内訳

事業場・分室・営業所名	取付個数		個		個
	個		個		個
	個		個		個
	個		個		個

(第7号様式)

【甲種】

		前月残	受入	払出	残
北海道	札幌				0
	函館				0
	室蘭				0
	帯広				0
	釧路				0
	北見				0
	旭川				0
東北	青森				0
	岩手				0
	宮城				0
	秋田				0
	山形				0
	福島				0
北陸信越	新潟				0
	長野				0
	富山				0
	石川				0
関東	東京				0
	神奈川				0
	埼玉				0
	群馬				0
	千葉				0
	茨城				0
	栃木				0
	山梨				0
中部	愛知				0
	静岡				0
	岐阜				0
	三重				0
	福井				0

		前月残	受入	払出	残
近畿	大阪				0
	京都				0
	奈良				0
	滋賀				0
	和歌山				0
	神	神戸			0
中国	広島				0
	鳥取				0
	島根				0
	岡山				0
	山口				0
四国	香川				0
	徳島				0
	愛媛				0
	高知				0
九州	福岡				0
	佐賀				0
	長崎				0
	熊本				0
	大分				0
	宮崎				0
沖縄	鹿児島				0
	沖縄	沖縄			0

前月残 受入 払出 残

合計	0	0	0	0
----	---	---	---	---

令和 年 月 日

封印の取付け事業場の位置変更承認
封印の取付け業務の廃止申請書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)
住 所
名 称

令和 年 月 日付け秋運登第 号により委託を受けた封印取付け業務について、下記のとおり（変更・廃止）したいので承認願いたく、封印取付け受託者準則第 17 条の規定により申請します。

1. 申請事項	・ 事業場の位置の変更 ・ 封印取付け業務の廃止
2. 変更又は廃止しようとする時期	令和 年 月 日
3. 変更又は廃止しようとする事業場の名称及び位置	
4. 申請事由	

(第 9 号様式)

【共通】

令和 年 月 日

封印の取付け委託に関する変更届出書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)

住所

名称

自動車の封印取付け委託業務に関し、下記のとおり変更したので封印取付け受託者準則第18条の規定により届出します。

記

１．届出事項	(１) 氏名又は名称及び住所の変更 (２) 代表者の変更 (３) 事業場の名称の変更 (４) 封印取付け責任者の変更
２．変更内容	新 旧
３．変更年月日	令和 年 月 日
４．添付書類	

封印の取付け委託に関する分室の設置届出書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)
住 所
名 称

自動車の封印取付け委託業務に関し、下記のとおり変更したので封印取付け受託者準則第 1 8 条の規定により届出します。

記

1. 届出事項	分室の設置
2. 分室の名称及び位置	名称 位置
3. 分室の設置年月日	令和 年 月 日
4. 分室の設置理由	
5. 添付書類	

委嘱先の事業概要書

項 目		記 載 事 項
分室委嘱先の名称 及び住所		
設 立 年 月 日		
事 業	資 産	
	従業員数	
	事業の目的	
管 理 機 構 図		

令和 年 月 日

分室の封印取付け担当者選任書

自動車登録番号標への封印取付け委託に係る分室の封印取付け担当者を下記のとおり選任しました。

記

1. 封印の取付けを行う分室名
2. 封印取付け担当者の氏名
3. 自動車の検査登録業務の経験年数
4. 選任年月日
令和 年 月 日
5. 略歴

年 月 日	経 歴

令和 年 月 日

封印取付け分室変更・廃止届出書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)
住 所
名 称

自動車登録番号標への封印取付け業務の委託について、下記のとおり（変更・廃止）したのでお届けします。

記

1. 届出事項	(1) 分室の位置の変更 (2) 分室の業務の廃止 (3) 分室の封印取付け担当者の変更
2. 変更内容 又は廃止する 分室名	
3. 変更年月日 又は 廃止年月日	令和 年 月 日
4. 届出事由	

令和 年 月 日

封印取付け手数料の請求放棄書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)

住 所
名 称

封印取付け業務の手数料請求権は放棄致します。

令和 年 月 日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿
(一財)秋田県全自動車協会長 殿

甲種 乙種 丙種 丁種
【封印受託者】
氏名・名称：
住所：
連絡先：

下記自動車の登録等に係る封印の取付けにあたり、ユーザーの利便性向上のため出張封印方式によることを予定しています。そのため、下記自動車の自動車登録番号標について登録等の後、15日以内に交付代行者に返納等することとします。

申請日	申請種別	現在の自動車登録番号				車台番号	処 理					再封印	備考
							交換・再交付		交換・再交付以外				
		地域名	分類番号	ひらがな	番号		返却希望	返却不要	破壊	返却希望	返却不要		

【注意事項】

- ・「甲種」、「乙種」、「丙種」、「丁種」の種別を記載すること
- ・名において封印を取り付ける者は、氏名・名称、住所、連絡先を記載すること。
- ・申請種別欄には「新規」・「変更」・「移転」・「番変」・「交換」・「再交付」の別を記入すること。
- ・処理欄は、該当するものに○をつける。「新規」、「再封印」又は「ナンバーの前返納」の場合は記載しないこと。
 - ・「交換・再交付」の場合
- 「返却希望」欄は、交付代行者にて破壊した場合に限り、返却を希望する場合に○をつける。
 - ・「交換・再交付」以外の場合
- ①「破壊」欄は、封印受託者が破壊する場合に○をつける。
- ②「返却希望」欄は、交付代行者にて破壊した上で、返却を希望する場合に○をつける。
- ・「再封印」欄は、封印のき損等又は整備のための再封印の場合に○をつける。

【名において封印を取付ける者】

氏名・名称：
住所：
連絡先：

運輸支局	交付代行者

封印取付け担当者及び営業所等一覧
(受託者名)

営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名

令和 年 月 日

封 印 取 付 け 委 託 申 請 書

運輸局 運輸支局長 殿

申請人の住所
氏名又は名称

道路運送車両法第 2 8 条の 3 第 1 項の規定により封印の取付けの委託を受けたいので道路運送車両法施行規則第 1 2 条により申請します。

氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	
事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地	
封 印 取 付 け を 行 う 自 動 車 の 範 囲	
備 考	